朝倉市文化財保存活用地域計画
〈概要版〉

1．　計画作成の背景と目的

朝倉市では、これまで文化財保護行政の活動の中で、市内文化財の把握を進め、重要なものについては国・県・市の指定等により文化財の保存・活用を行ってきました。しかしながら、文化財をはじめとした歴史文化の保存・活用の取組みは十分とはいえず、大切な歴史文化の継承のための活動や担い手の育成などが急務となっています。

そこで、計画的かつ持続的な歴史と文化の保存・活用を進めるとともに、まちづくりや観光・教育と連携した具体的取組を実施し、これまで大切に受け継がれてきた本市の歴史的・文化的な風景を将来へ継承することを目的として、「朝倉市文化財保存活用地域計画」※を作成します。

※文化財保存活用地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。市の総合計画の下に体系付けられ、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、両方の役割を担います。

2．　計画の対象範囲

本計画では、本市全域を対象範囲とし、法の対象となっている文化財（指定等文化財、未指定文化財）のほか、法には定義されないものの、地域の歴史文化を語るうえで欠かせない要素（その他の歴史文化遺産）について、幅広く計画の対象として捉え、これを本市の「歴史文化遺産」と定義し、計画の対象とします。

石造秋月の目鏡橋

光月流太鼓

恵蘇八幡宮神幸祭

旧三奈木黒田家庭園

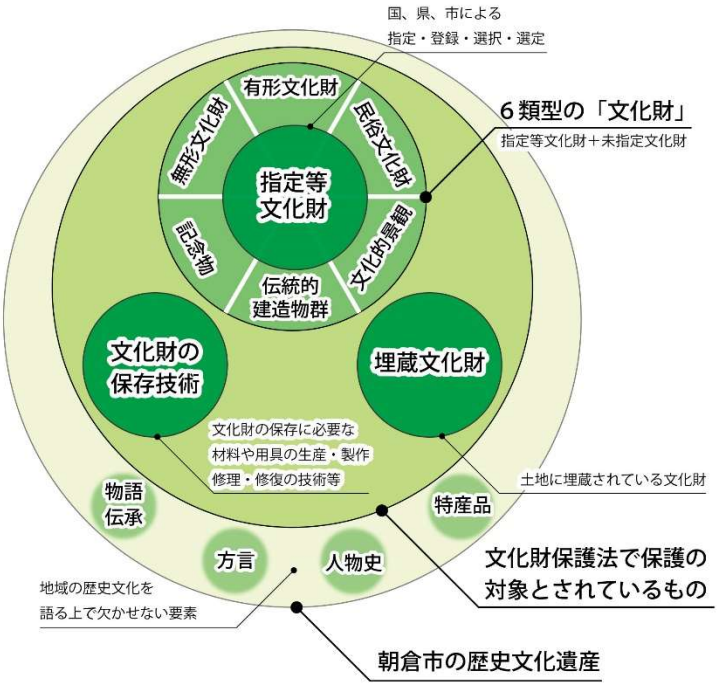

本計画の対象とする「歴史文化遺産」

3．　地域計画の位置付けと計画期間

本計画は、文化財保護法に準拠するとともに福岡県文化財保護大綱を勘案して作成します。また、市の総合計画を踏まえるとともに、各種関連計画等との連携を図りつつ、文化財の保存・活用に関する総合的な計画として作成します。

本計画の計画期間は、令和６（2024）年度から令和 15（2033）年度の 10 年間とします。

4.　朝倉市の歴史文化遺産の概要

● 指定等文化財の概要

令和６（2024）年２月現在、本市には国指定 12 件、国選定１件、県指定等 36 件、市指定 44 件の合計 93 件の指定等文化財があります。類型ごとにみると、有形文化財 43 件、無形文化財３件、有形の民俗文化財４件、無形の民俗文化財６件、記念物 36 件、伝統的建造物群１件となっており、天然記念物や史跡が多いことが特徴といえます。

普門院本堂

小田組大庄屋桑野家文書

林流抱え大筒

須賀神社の社倉

杷木の泥打

小田茶臼塚古墳

● 未指定文化財等の概要

本市では、これまで歴史文化遺産の把握と価値付けに取り組み、重要性の高いものについては指定や選定により保存・活用を図ってきました。しかし、大多数の歴史文化遺産は未指定・未選定・未登録のままであり、いまだに把握できていない文化財も数多く存在しているものと思われます。その存在や重要性を認知しつつも、詳しい調査ができておらず、指定等に至っていないものも多数あります。

これまで把握できた歴史文化遺産は有形文化財 4,995 件（うち建造物 300 件、美術工芸品 4,695 件）、無形文化財６件、民俗文化財 3,719 件（うち有形の民俗文化財 3,661 件、無形の民俗文化財 58 件）、記念物 69 件（うち遺跡 42 件、名勝地 24 件、動物・植物・地質鉱物３件）、文化的景観１件、伝統的建造物群１件、埋蔵文化財 580 件、文化財の保存技術１件、その他の歴史文化遺産 722 件です。

伝平塚大願寺塚出土三角縁神獣鏡

おしろいまつり

比良松の町並み

５．　歴史文化の特性

歴史文化とは、地域固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念のことをいいます。歴史文化の特性は、地域らしさ、地域の特徴を表します。

本市で育まれてきた特色ある歴史は、歴史文化遺産と人々の生活とが調和し、「朝倉の風景」として受け継がれています。重層的な歴史と文化を持つ遺産が、人々の生活と自然の中に調和した「朝倉の風景」として随所にみられることが本市の歴史文化の特性といえます。

本市の歴史文化の特性は、それぞれのものが所在する場所や関連する要素から、「水」、「土」「山」、「道」、「祈り」の５つの風景に整理することができます。

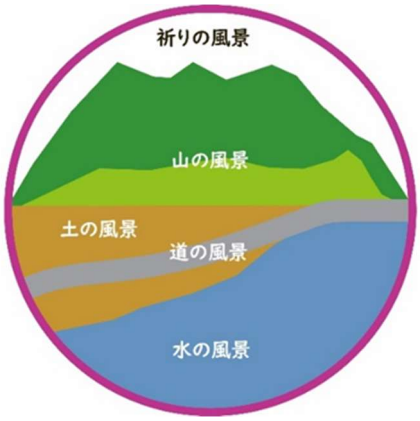

朝倉の５つの風景の概念図

１．　水の風景　～筑後川流域と朝倉の水辺～

本市を流れる河川の流れは絶えず市域を潤しています。水によって育まれた朝倉の歴史文化遺産は、水と密接な関係にあり、両者は切り離して考えることはできません。水と共生し、挑み続けた人々の想いが今もなお息づいています。

２．　土の風景　～平塚川添遺跡と埋もれていた朝倉文化～

土を起こし、あるいは土から焼き物をつくり、土に帰っていった先人たちは、大地に遺跡や古墳を残し、今に至る礎を築くとともに、生きた証を大地に刻んできました。考古学界では、「筑紫の宝庫」であるといわれるほど、古くから多くの遺跡や考古資料が知られる地域です。

３．　山の風景　～古処山をはじめとする朝倉の山の中の物語～

古処山をはじめとする朝倉の山々は、市域の大半を占め、古代から近世に至るまでの様々な歴史文化遺産があります。また、山々にはヤマネやクマタカなどの希少生物の生息も確認されていて、豊かな自然環境が残されています。

４．　道の風景　～古代女帝の物語と朝倉の道と拠点～

古くは大宰府と豊後を結ぶ官道が、日田往還として発展し、小倉と田代を結ぶ秋月街道、彦山詣の道として使われた彦山道など、主要な道沿いには町が発展し、政治拠点や軍事拠点が形成されました。こうした道の風景は、道とともに発展してきた当地の歴史を物語ります。

５．　祈りの風景　～朝倉の祭りと祈り～

祈りは水・土・山・道と密接に関わります。河川沿いの水神や古代の祭祀道具、山岳信仰に関わる社寺、街道沿いの石造物など、それぞれの風景に関わる信仰や四季折々の祭りなど、個性豊かな祈りの風景が地域に息づいています。

６．　保存・活用の将来像

本計画では、上位計画である第３次総合計画に掲げる「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」の実現と、市民憲章にある「水と緑を守り、文化と歴史に学びながら、魅力ある新しいまちをつくります。」の考えのもと、次の基本理念と基本方針を掲げ、歴史文化遺産の保存・活用を市民・行政・教育機関や関係団体が一体となって進めます。

基本理念

恵まれた自然と悠久の歴史に抱かれた「朝倉の風景」※を未来につなぐ

※「朝倉の風景」・・重層的な歴史と文化を持つ遺産が、人々の生活と自然の中に調和した風景

● 課題−方針−措置の関係

本計画では、多様な主体の連携のもと、歴史文化遺産の保存・活用を推進します。

基本方針	区分	課題
魅力の発見	調査	・未調査の歴史文化遺産の調査が必要 ・過去の調査成果の整理及び公開活用が不十分
継承・活性化	保存・継承	・文化財に対する価値付けが不十分 ・歴史文化遺産の日常的な保存状況の確認が不十分 ・計画的な修理・整備事業が不十分 ・指定・登録制度の補完不足 ・職員の専門性や資質の不足
	防災・防犯	・歴史文化遺産に対する防災意識が不十分 ・発災時等における連絡体制等の構築が不十分 ・火災や盗難などに対する備えが不十分 ・想定されるリスクの整理が必要
	活性化	・各施設の活用・活性化についての検討が必要 ・文化財の保存環境の改善が必要 ・地域コミュニティとの連携が不足 ・景観の維持向上や地域活性化不足 ・歴史的建造物の活用方策の停滞 ・希少性の高い文化財の公開・普及啓発の機会不足 ・文化財部局と観光関係者との連携が不十分 ・公開可能な歴史文化遺産におけるサイン不足 ・文化財部局と観光関係者との連携が不十分
教育・普及	教育・普及	・歴史文化遺産に触れる機会や学校教育との連携が不十分 ・次世代の担い手への郷土教育の強化が必要 ・能動的な学びの機会が限定的 ・市民としての誇りや愛着の醸成が必要 ・歴史文化遺産の管理における所有者負担の軽減が必要 ・伝統的な祭り・行事の継続危機 ・語り部となるような人材が不足 ・市民が歴史文化遺産の保存と活用に参画する機会が不足 ・歴史文化遺産の管理における所有者負担の軽減が必要

基本方針

① 魅力の発見

朝倉市の歴史文化遺産の魅力の発見を進めます。

② 継承・活性化

みんなで朝倉市の歴史文化遺産を将来まで継承し、まちの活性化の一助とします。

③ 教育・普及

朝倉市の歴史文化遺産に誇りと愛着を持てるよう、教育・普及を進めます。

方針	措置の例
・未調査分野等の重点的調査 ・既往調査成果の再整理と追加調査の推進	**埋蔵文化財包蔵地調査** 埋蔵文化財包蔵地を適切に取り扱うため、土木工事等開発に際しての事前審査を徹底するとともに、開発事業者に対して法令遵守と適切な手続きを行うよう周知啓発に努める。 ■行政、地域 ■R６年度（2024）～R15 年度（2033）
・調査成果に基づく指定等による保護の推進 ・歴史文化遺産の現状の的確な把握 ・修理・整備の計画的な実施 ・市登録制度の整備の必要性について検討する ・文化財保護行政推進体制の強化	**文化財指定の検討** 既に把握された歴史文化遺産の詳細調査及びその成果の整理を行い、未指定文化財の指定等について検討する。特に重要なものは国・県と連絡調整を行い、より上位での保存の措置を図るよう検討する。 ■行政 ■令和６年度（2024）～令和 15 年度（2033）
・文化財防災訓練の実施、防災意識の啓発 ・発災時の連絡・連携体制の構築 ・防災・防犯設備の充実 ・災害予測と情報共有	**文化財レスキューの際の連携構築** 歴史文化遺産の保存･活用に係る関係者と連携協力して、緊急時の連絡体制を確立するとともに、発災後の初動体制の連携確立に着手する。 ■行政、所有者等、地域、団体等 ■R６年度（2024）～R15 年度（2033）
・歴史文化遺産の保存活用の核となる施設の活用 ・歴史文化遺産の保存活用の核となる施設の連携 ・文化財収蔵庫の整備 ・まちづくりの推進 ・伝建地区の活性化と空き家対策 ・歴史的建造物におけるユニークベニューの実施 ・歴史文化遺産所有者との連携 ・観光関係者との連携した歴史文化遺産を活用したイベントの実施 ・来訪者のための説明板等の充実 ・修学旅行の誘致	**地域コミュニティとの連携** 歴史文化遺産の活用に際し、地域コミュニティと連携を深めることで、地域の活性化に資するとともに、地域行事や地域に密着した生活文化の普及啓発やその継承を図る ■行政、地域、団体等 ■R６年度（2024）～R15 年度（2033）
・歴史文化遺産に触れる機会の創出 ・学校教育との連携強化 ・生涯学習の推進 ・歴史文化遺産の情報発信力の強化 ・歴史文化遺産の保存・活用に関わる民間団体の活用・連携 ・持続可能な継承体制の構築 ・歴史文化遺産の魅力を伝える人材の育成 ・歴史文化遺産の保存・活用への市民参画 ・地域人材の掘り起こし	**学校教育で歴史文化遺産を活用する地域学習の促進** その地域ならではの現地学習、出前講座、体験講座（古民具、出土遺物の貸し出し等）を実施する。特に歴史文化遺産とのふれあいの場を創出するため､｢あさくら子どもの日｣､｢昔のくらし体験｣､｢出前講座｣等の既存の取組みを継続推進しつつ、あわせて ICT を活用して歴史文化遺産を教材として提供するなど、学校教育との連携を強化する。 ■行政、地域、団体等

7．　関連文化財群

関連文化財群とは、歴史文化の特性に基づき、多様な歴史文化遺産を特定のテーマやストーリーによって一定のまとまりとして捉えたものです。

関連文化財群の設定によって、歴史文化の特性を市民などにわかりやすく伝えるとともに、歴史文化遺産の保存・活用のための取組をより効率的に実施することで、将来像の実現を目指します。

本計画では、歴史文化の特徴に基づき７つの関連文化財群を設定します。

●　関連文化財群のストーリー

１．　筑後川水系に育まれた文化は水の如し

流れる歴史と同様に朝倉市を流れる河川の流れは絶えることを知らず市域を潤しています。水に憧れ、水と共に育まれた朝倉の歴史文化遺産は、水と密接な関係にあり、両者は切り離して考えることはできません。水と共生し、挑み続けた人々の想いが今もなお息づいています。

朝倉揚水車

２．　平塚川添遺跡とその周辺　～弥生時代の福田台地遺跡群～

平塚周辺の「一ツ木－小田台地」（通称：福田台地）は、朝倉市内でも遺跡が多く密集する地帯です。台地は集落や墓として利用され、古代以来の人々が生活しやすい環境は現在の私たちの生活にも引き継がれています。

平塚川添遺跡公園

３．　朝倉の古墳　～古墳の築造と古墳時代文化～

本市域の北側には古処山系や朝倉低地などの山々が連なり、南側には筑後川やその支流が流れ、平地を潤しています。その豊かな自然環境は古くは石器時代から人々の生活の場となり、多くの古墳が造られました。

池の上・古寺墳墓群出土遺物

４．　黒川院と英彦山

室町時代から戦国時代にかけて約 250 年に及んだ黒川院の時代は、修験道が朝倉の人々に深く浸透した時代であり、生活の一部として存在しました。地域に根付いた英彦山信仰や生活と密接に関わった修験道の教えは人々の間で脈々と受け継がれています。

黒川院遠景

５．　霊峰古処山の自然と秋月氏の興亡

古処山は、独自の自然と人々の信仰や歴史が織りなす魅力のあふれる山で、山に拠って生きた人々の軌跡を抱きながら、古来より象徴的な山として聳え立ち、朝倉の山の風景を形成しています。

古処山城

６．　朝倉橘広庭宮伝承と朝倉の道　～未来につなぐ文化の道～

私たちが何気なく通っている道には、比較的新しくできた道だけでなく、様相は変わっても古くから通る道もあります。今なお残る文化財は、その古くから通る道を通じ、人や情報、また物や技術が往来したことにより発展したといえます。

杷木神籠石遠景

７．　朝倉の祈りの風景　～人々に支えられてきた祈り～

人々が込める祈りには、五穀豊穣・疫病平癒・厄除・死者供養など多岐にわたるものがあり、当地域ならではの特徴ある文化も育まれ、先人の思いや祈りが込められた社寺や祭り・行事、祠や石塔、墓など、様々な形を現代に伝えています。

蜷城の獅子舞

８．　保存活用区域

保存活用区域とは、本市の多様な歴史文化遺産が、空間的に集中し、一体的な保存や観光やまちづくりへの活用などの相乗効果が期待される区域です。

本計画では朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区とします。

	方針の例	事業の例
保存	中世秋月氏に関連する歴史文化遺産の調査を推進する	● 秋月氏関係調査の実施 中世秋月氏に関係する山城等の遺跡の現地調査や、関係する古文書の所在及び解読の調査を推進する。 ■R６年度（2024）～R15年度（2033）　■行政
活用	観光資源と歴史文化遺産の効果的な連携により、誘客を図る	● 観光と連携したマップの作成 建造物や遺跡等を見学しながら、グルメや土産物購入を楽しめるような「まちあるきマップ」を作成し、これを広く公開して域内の回遊性を高めながら相乗効果を創出する。 ■R６年度（2024）～R15年度（2033）　■行政、団体

秋月の町並み

石田家住宅

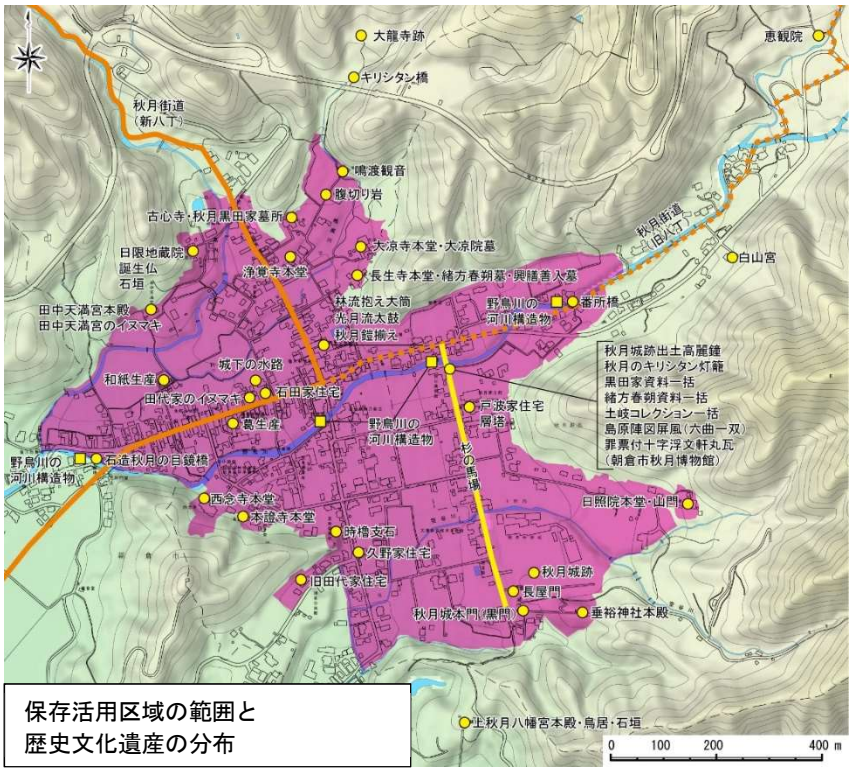

保存活用区域の範囲と
歴史文化遺産の分布

9.　地域計画の推進体制

文化財所管部署を中心に、庁内の関係部署、地域や団体等と連携・協働しながら、本計画を推進していきます。

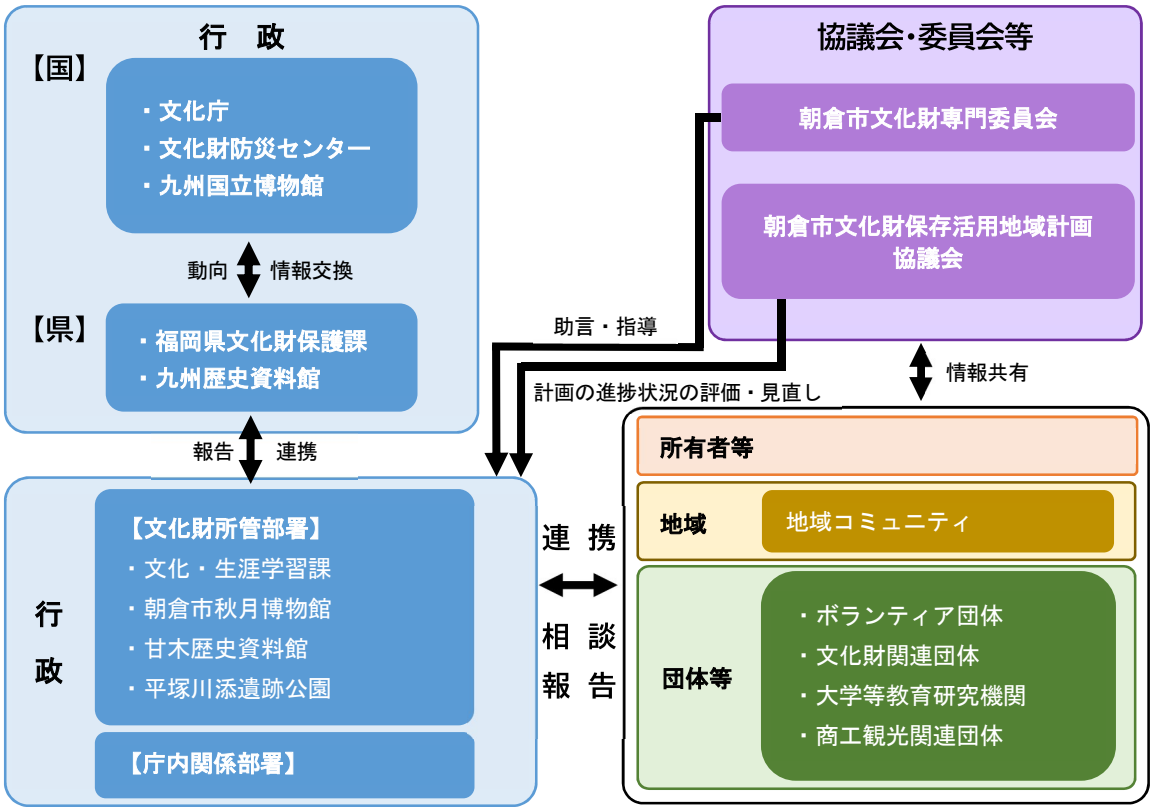

地域計画の推進体制

10.　防犯・防災の推進体制

文化財の保存にあたっては、その損失を未然に防ぐことが非常に重要であることから、関係機関連携のもと、防犯・防災対策を実施していきます。

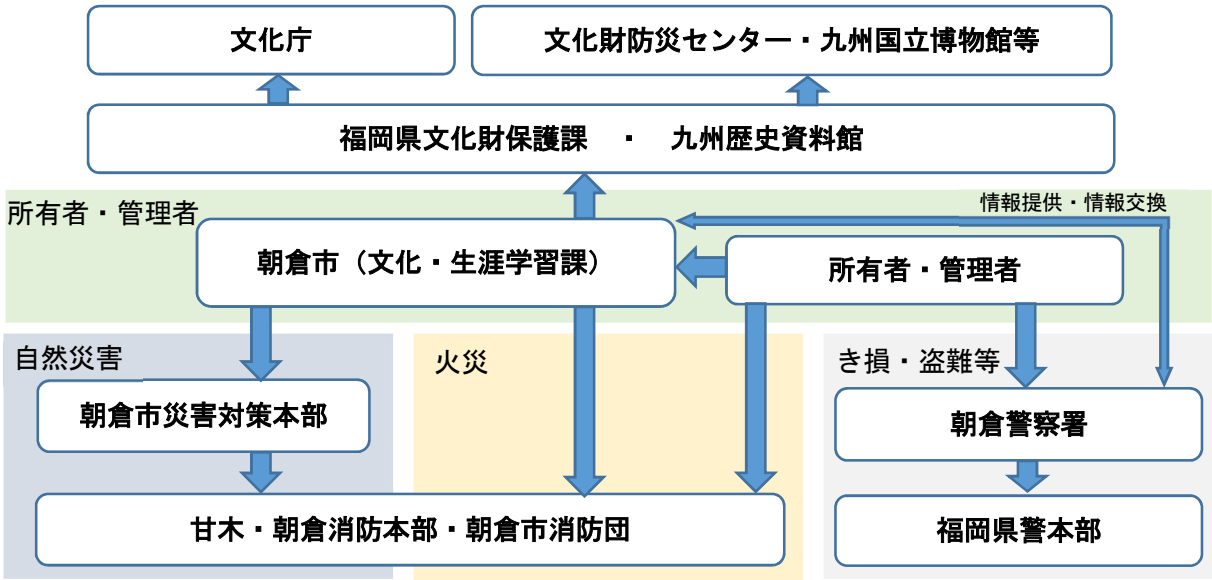

防犯・防災の推進体制

朝倉市文化財保存活用地域計画＜概要版＞ 2024 年　7 月　発行

発行・編集　福岡県朝倉市教育委員会 文化・生涯学習課

〒838-0068　福岡県朝倉市甘木 198-1